県章

# 三重県公報

平成29年3月7日（火）
第　2883　号
毎週火・金曜日発行

## 目　　次


| （番号） | （題　名） | （担当） | （頁） |
|---|---|---|---|
| | **公 安 委 規 則** | | |
| 2 | 三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | （公安委員会） | 2 |
| | **告　　示** | | |
| 137 | 家畜伝染病検査等の実施 | （畜産課） | 7 |
| 138 | 同件 | （同） | 8 |
| 139 | 保安林の指定をする予定である旨の通知 | （治山林道課） | 9 |
| 140 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | （中小企業・サービス産業振興課） | 9 |
| 141 | 同件 | （同） | 12 |
| 142 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | （同） | 14 |
| 143 | 都市計画事業の認可 | （都市政策課） | 14 |
| | **公　　告** | | |
| | 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧 | （男女共同参画・ＮＰＯ課） | 15 |
| | 同件 | （同） | 15 |
| | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧 | （同） | 15 |
| | 三重県学校給食用牛乳供給事業者の公表 | （畜産課） | 16 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | （公共用地課） | 16 |
| | 公共測量が終了した旨の通知 | （同） | 16 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | （建築開発課） | 17 |
| | **特定調達公告** | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | （警察本部） | 17 |

# 公 安 委 規 則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月七日

三重県公安委員会委員長　　山　　本　　進

**三重県公安委員会規則第二号**

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十号中「中型自動車」の下に「、準中型自動車」を加え、同条第十一号中「場合において、」の下に「法第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により準中型自動車を運転することができる免許を受けた者又は」を加え、「第七十一条の五第二項」を「第七十一条の五第三項」に、「当該普通自動車対応免許」を「当該免許」に改め、「第七十一条の六第一項」の下に「又は第二項」を、「付けた」の下に「準中型自動車又は」を加える。

第二十七条第一項中「中型免許」の下に「、準中型免許」を加える。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　削除

第二十九条中「前条各号」を「府令第二十六条」に改める。

第二十九条の二第一項中「普通免許」を「準中型免許及び普通免許」に改める。

第三十七条の二第二項中「第十七条第二項第八号」を「第十七条第二項第九号」に改める。

第三十七条の十六第一項中「又は第百一条の四第二項」を「、第百一条の四第二項又は法第百一条の七第二項」に改める。

第十二号様式の二中

「

| 中型 | 普通 | 大自二 | 普自二 | 小型二輪 |
|---|---|---|---|---|

」を

「

| 中型 | 準中型 | 普通 | 大自二 | 普自二 | 小型二輪 |
|---|---|---|---|---|---|

」に、

「

| 大型 | 中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | けん引 | 大型二 | 中型二 | 普通二 | 大特二 | けん引二 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

」を

「

| 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | けん引 | 大型二 | 中型二 | 普通二 | 大特二 | けん引二 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

」に改める。

第十二号様式の三中

「

| 中型 | 普通 | 大自二 | 普自二 | 小型二輪 |
|---|---|---|---|---|

」を

「

| 中型 | 準中型 | 普通 | 大自二 | 普自二 | 小型二輪 |
|---|---|---|---|---|---|

」に、

「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大型 | 中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | けん引 | 大型二 | 中型二 | 普通二 | 大特二 | けん引二 |

」を

「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | けん引 | 大型二 | 中型二 | 普通二 | 大特二 | けん引二 |

」に改める。

第十二号様式及び第十三号様式の二を次のように改める。

第13号様式(第17条関係)

| ※ 受理警察署 | ※ 受理警察署取扱者 | 安全運転管理者番号 |
|---|---|---|
| | | |

# 安全運転管理者に関する届出書

届出年月日　　年　　月　　日

三重県公安委員会　様

窓口に来られた方の氏名

道路交通法第７４条の３第５項の規定により次のとおり届けます。

届出者（使用者）

住所（事業所の所在地）　〒　　－

氏名（事業所の名称）

（代表者の氏名）　　㊞

連絡先　（電話番号　　－　　－　　）

**届出事項**

| 〈選任・解任〉 | 〈変更〉 |
|---|---|
| □ 選任(新規)<br>□ 選任及び解任(交替)<br>□ 解任(廃業・減車)<br>廃業又は減車年月日<br>年　月　日 | □ 届出者の氏名(事業所の名称及び代表者の氏名)及び住所<br>□ 自動車の使用の本拠の名称及び位置<br>□ 安全運転管理者の氏名<br>□ 安全運転管理者の職務上の地位 |

**安全運転管理者に関する事項**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ①選任年月日 | 年　月　日 | | | |
| ②氏名 | (ふりがな) | | | |
| ③資格要件 | 生年月日（年齢）<br>年　月　日生（　歳） | | | |
| | 自動車の運転の管理経歴 | | | |
| | □ 運転管理経験２年以上 | □ 公安委員会の教習終了者で1年以上の実務経験のある者 | □ 公安委員会の認定を受けた者 | |
| | 過去２年以内の公安委員会の解任命令 | | | |
| | □受けている　□受けていない | | | |
| ④職務上の地位 | | | | |
| ⑤運転免許を持っている場合 | 免許種類 | | | |
| | 免許年月日 | | | |
| | 交付年月日 | | | |
| | 交付公安委員会 | 公安委員会 | | |
| ⑥勤務態様 | □日勤　□隔日　□その他(　　) | | | |
| | 副安全運転管理者の有無 | □あり（　　名）<br>□なし | | |
| ⑦安全運転管理者等の略歴 | 勤務期間 | 事業所名 | 職名 | |
| | ・・～・・ | | | |
| | ・・～・・ | | | |
| | ・・～・・ | | | |

**自動車の使用の本拠（拠点）に関する事項**

| | |
|---|---|
| ⑧事業所等に関する事項 名称 | (ふりがな) |
| 使用の本拠の位置 | 〒　－ |
| 電話番号 | －　－ |
| 業種別 | □官公署　□公社公団等　□農業<br>□林業　□漁業　□鉱業<br>□建設業　□製造業　□卸・小売業<br>□不動産業　□金融・保険業<br>□運輸業　□電気・ガス・水道業<br>□通信業　□サービス業　□代行業<br>□その他（　　） |

| ⑨自動車台数 車種 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種別 | 乗用 | | | | | | | | | | |
| | 貨物 | | | | | | | | | | |

| ⑩運転者数 免許の種類 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 | 原付 | 小型特殊 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 一種 | | | | | | | | | | |
| | 二種 | | | | | | | | | | |

**⑪前安全運転管理者**

| | |
|---|---|
| 解任年月日 | 年　月　日 |
| 氏名 | (ふりがな) |
| 解任理由 | □死亡　□退職　□転任　□解任命令<br>□その他（　　） |

＜備考＞

注１　該当する□にチェック（レ印)をしてください。　　注２　※印の欄は記入しないでください。

第13号様式の２（第17条関係）

| ※ 受理警察署 | ※受理警察署取扱者 | 安全運転管理者番号 | 副安全運転管理者番号 |
|---|---|---|---|
| | | | |

# 副安全運転管理者に関する届出書

届出年月日　　年　　月　　日

三重県公安委員会　様

窓口に来られた方の氏名

道路交通法第７４条の３第５項の規定により
次のとおり届けます。

届出者（使用者）
住所（事業所の所在地）　〒　　－
氏名（事業所の名称）
（代表者の氏名）　㊞
連絡先　（電話番号　　－　　－　　）

| 届出事項 | 〈選任・解任〉 | 〈変更〉 |
|---|---|---|
| | □ 選任(新規)<br>□ 選任及び解任(交替)<br>□ 解任(廃業・減車)<br>廃業又は減車年月日<br>年　月　日 | □ 届出者の氏名(事業所の名称及び代表者の氏名)及び住所<br>□ 自動車の使用の本拠の名称及び位置<br>□ 副安全運転管理者の氏名<br>□ 副安全運転管理者の職務上の地位 |

## 副安全運転管理者に関する事項

| | | |
|---|---|---|
| ①選任年月日 | 年　月　日 | |
| ②氏名 | (ふりがな) | |
| ③資格要件 | 生年月日（年齢）<br>年　月　日生（　歳） | |
| | 自動車の運転の管理経歴 | |
| | □ 運転管理経験１年以上 | □ 運転の経験期間３年以上 / □ 公安委員会の認定を受けた者 |
| | 過去２年以内の公安委員会の解任命令 | |
| | □受けている　□受けていない | |
| ④職務上の地位（職務範囲） | | |
| ⑤運転免許を持っている場合 | 免許種類 | |
| | 免許年月日 | |
| | 交付年月日 | |
| | 交付公安委員会 | 公安委員会 |
| ⑥勤務態様 | □日勤　□隔日　□その他（　） | |
| | 安全運転管理者の氏名 | (ふりがな) |

⑦安全運転管理者等の略歴

| 勤務期間 | 事業所名 | 職名 |
|---|---|---|
| ・・～・・ | | |
| ・・～・・ | | |
| ・・～・・ | | |

## 自動車の使用の本拠（拠点）に関する事項

| | |
|---|---|
| ⑧事業所等に関する事項 名称 | (ふりがな) |
| 使用の本拠の位置 | 〒　－ |
| 電話番号 | －　－ |
| 業種別 | □官公署　□公社公団等　□農業<br>□林業　□漁業　□鉱業<br>□建設業　□製造業　□卸・小売業<br>□不動産業　□金融・保険業<br>□運輸業　□電気・ガス・水道業<br>□通信業　□サービス業　□代行業<br>□その他（　） |

⑨自動車台数

| 車種 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種別 | 乗用 | | | | | | | | | | |
| | 貨物 | | | | | | | | | | |

⑩運転者数

| 免許の種類 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 | 原付 | 小型特殊 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 一種 | | | | | | | | | | |
| | 二種 | | | | | | | | | | |

## ⑪前副安全運転管理者

| | |
|---|---|
| 解任年月日 | 年　月　日 |
| 氏名 | (ふりがな) |
| 解任理由 | □死亡　□退職　□転任　□解任命令<br>□その他（　） |

＜備考＞

注１　該当する□にチェック（レ印）をしてください。　　注２　※印の欄は記入しないでください。

第十五号様式中

「

| 大型バス | マイクロバス | 普通乗用 | 軽四乗用 | 大型貨物 | 普通貨物 | 軽四貨物 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 台 |

」を

「

| 車　種 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種別 | 乗用 | | | | | | | | | | 台 |
| | 貨物 | | | | | | | | | | |

」に改める。

第十六号様式中

「

| 大型バス | マイクロバス | 普通乗用 | 軽四乗用 | 大型貨物 | 普通貨物 | 軽四貨物 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 台 |

」を

「

| 車種 | | 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種別 | 乗用 | | | | | | | | | | 台 |
| | 貨物 | | | | | | | | | | |

」に改める。

第二十三号様式の二中

「

| 大型 | 中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | けん引 | 大型二 | 中型二 | 普通二 | 大特二 | けん引二 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

」を

「

| 大型 | 中型 | 準中型 | 普通 | 大特 | 大自二 | 普自二 | 小特 | 原付 | けん引 | 大型二 | 中型二 | 普通二 | 大特二 | けん引二 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

」に改める。

第二十五号様式の二中

「

| | |
|---|---|
| □　大型車講習<br>□　中型車講習<br>□　普通車講習 | □　ＡＴ車限定 |

」を

「

| | |
|---|---|
| □　大型車講習<br>□　中型車講習<br>□　準中型車講習<br>□　普通車講習 | □　ＡＴ車限定 |

」に改める。

第二十五様式の七中「中型免許」の次に「、準中型免許」を加える。

第二十五号様式の十二及び第二十五号様式の十二の二中

「

| |
|---|
| □A　（認知機能検査の結果に基づいて行うものでない講習） |
| □B　（認知機能検査の結果に基づいて行う講習） |

を

」

「

| |
|---|
| □A　（認知機能検査の結果に基づいて行うものでない講習） |
| 認知機能検査の結果に基づいて行う講習<br>□B　合理化講習<br>□C　高度化講習<br>□D　臨時高齢者講習 |

に改める。

」

第二十五号様式の十三及び第二十五号様式の十三の二中

「

| | |
|---|---|
| 生　年　月　日 | 年　　月　　日 |

を

」

「

| | |
|---|---|
| 生　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 講　習　区　分 | □A　（認知機能検査の結果に基づいて行うものでない講習） |
| | 認知機能検査の結果に基づいて行う講習<br>□B　合理化講習<br>□C　高度化講習<br>□D　臨時高齢者講習 |

に改める。

」

第二十五号様式の二十一中「又は同法第101条の4第2項」を「、同法第101条の4第2項又は同法第101条の7第1項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。

（経過措置）

2　道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「新法」という。）第百一条第一項の更新期間が満了する日（新法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあっては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であって、当該日がこの規則の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対する新法第百一条の四第一項の規定により行われる講習に係る受講申請書については、改正後の三重県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、新規則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

4　この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告　　示

**三重県告示第137号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり牛の死体について、伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものの発生の状況及び動向を把握するための検査を実施します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2　実施する区域並びに実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

(1)　実施する区域

三重県全域

(2)　実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛

3　実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4　検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に掲げる検査方法

---

**三重県告示第138号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく腐そ病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、ニューカッスル病検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査、馬伝染性貧血検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査を次のとおり実施します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　実施の目的

腐そ病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、ニューカッスル病、鶏マイコプラズマ病、牛ヨーネ病、牛ブルセラ病、牛結核病及び馬伝染性貧血の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ検査、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため

2　実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1)　実施する区域

三重県全域

(2)　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア　腐そ病検査

みつばち

イ　家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査及びニューカッスル病検査

鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏）

ウ　鶏マイコプラズマ病検査

鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏のうち家畜保健衛生所長が特に必要と認めた鶏）

エ　高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

飼養羽数が100羽以上の全ての家きん（だちょうは10羽以上）

オ　牛ヨーネ病検査

牛（生後6月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛並びに県内で生産された未検査牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、平成28年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成24年度に県内で検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

カ　牛ブルセラ病検査及び牛結核病検査

牛（生後3月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち過去本検査を受けていない牛、平成24年度に検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

キ　馬伝染性貧血検査

馬（生後180日以上の馬のうち過去本検査を受けていない馬、平成24年度に検査を受けた馬及び家畜保

健衛生所長が特に必要と認めた馬）

ク　アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛）

3　実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4　検査の方法

(1)　腐そ病については、臨床検査及び細菌検査

(2)　家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査及び鶏マイコプラズマ病検査については、凝集反応検査

(3)　ニューカッスル病検査については、赤血球凝集抑制反応検査

(4)　高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査（酵素免疫測定法）及びその他必要な検査

(5)　牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査及び馬伝染性貧血検査については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査方法

(6)　アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査については、臨床検査及び中和試験

---

**三重県告示第139号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　保安林予定森林の所在場所

熊野市紀和町楊枝字池ノ谷411、字寺前423の1、423の4、425、字ヤチハラ427、428の1、428の4

2　保安林指定の目的

水源の涵（かん）養

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第140号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール四日市北

四日市市富州原町 221 番地ほか 17 筆

2　変更事項

大規模小売店舗にて小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

| 氏名又は名称 | 住　　所 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 | 岡崎　双一 |
| クレアーズ日本株式会社 | 東京都中央区日本橋人形町 1-1-11 | 三宅　香 |
| 株式会社メガネトップ | 静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6 | 富澤　昌三 |
| Ａｓ－ｍｅエステール株式会社 | 東京都新宿区住吉町 8 番 12 号 | 丸山　雅史 |
| 有限会社ビューティショップタムラ | 四日市市富州原町 6 番 4 号 | 田村　耕一 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字大仲新田字新井水 67-3 | 川澄　幸司 |
| 株式会社クロックハウス | 東京都杉並区西荻窪北二丁目 21-25 | 花谷　洋二 |
| 有限会社成美堂 | 四日市市諏訪栄町 21 番地 5 | 松井　靖 |
| 株式会社キタムラ | 高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号 | 北村　正志 |
| 株式会社総本家貝新 | 桑名市大字小貝須 1555 番地 | 水谷　新左衛門 |
| 株式会社パレモ | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 | 中本　敏幸 |
| 株式会社いわたや | 桑名市三ツ矢橋 17 番地 | 岩田　英一郎 |
| 株式会社ルノン | 四日市市富州原町 11 番 13 号 | 田村　和洋 |
| 株式会社ジーフット | 愛知県名古屋市千種区今池三丁目 4 番 10 号 | 服部　博幸 |
| 有限会社パセリ四日市 | 滋賀県長浜市勝町 803 | 松本　規義 |
| ジュエル有限会社 | 四日市市富州原町 7-4 | 水谷　守成 |
| 有限会社セレクション | 大阪府茨木市南春日丘 7-1-2 | 大野　修 |
| 渡辺　照美 | 三重郡川越町亀崎新田 12-14 | |
| 株式会社未来屋書店 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地 | 中山　章 |
| 株式会社ほていや | 愛知県名古屋市東区泉二丁目 21 番 25 号 | 猪飼　千壽子 |
| 美しいキモノとき和株式会社 | いなべ市北勢町阿下喜 1446 番地 | 林　典弘 |
| 株式会社アヤハディオ | 滋賀県大津市におの浜 1 丁目 1-3 | 新居　伸之 |
| 株式会社ハニーズ | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 | 江尻　義久 |
| 株式会社オンワード樫山 | 東京都中央区日本橋三丁目 10 番 5 号 | 水野　健太郎 |
| 株式会社ワールド | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1 | 寺井　秀蔵 |
| 株式会社るなぱぁく | 桑名市大字江場 1391 番地 | 佐藤　詔英 |
| 株式会社ライトオン | 茨城県つくば市吾妻一丁目 11 番 1 | 藤原　正博 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条町大字吉行字向 1-60 | 矢野　博文 |
| 柿安グルメフーズ株式会社 | 桑名市吉之丸 8 番地 | 樋尾　清明 |
| 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション | 愛知県名古屋市名東区上社一丁目 901 番地 | 白川　篤典 |
| 株式会社ショービ | 静岡県浜松市東区植松町 1475 番地の 18 | 二村　眞行 |
| ゼビオ株式会社 | 福島県郡山市朝日三丁目 7 番 35 号 | 諸橋　友良 |
| 株式会社クロスカンパニー | 岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号 | 石川　康晴 |
| ギャップジャパン株式会社 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 32 番 10 号 | ロバート　フランク |
| しあわせ乳業株式会社 | 岩手県宮古市田老字小堀内 19 番地 15 | 佐藤　力 |
| 株式会社リオグループホールディングス | 愛知県名古屋市中区平和一丁目 12 番 4 号 | 横山　和幸 |
| 株式会社ジン | 四日市市新正 1 丁目 12 番 4 号 | 山本　篤 |
| 株式会社タカキュー | 東京都板橋区板橋三丁目 9 番 7 号 | 臼井　一秀 |

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社ポイント | 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号 | 遠藤　洋一 |
| 株式会社竹屋 | 四日市市小生町35番地 | 竹尾　博光 |
| 東京シャツ株式会社 | 千葉県松戸市稔台七丁目43番地の1 | 鈴木　正利 |
| ペットシティ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 豆鞘　亮二 |
| 株式会社東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号 | 木山　茂年 |

（変更後）

| 氏名又は名称 | 住　　所 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 岡崎　双一 |
| クレアーズ日本株式会社 | 東京都中央区日本橋人形町1-1-11 | 山口　義貴 |
| 株式会社メガネトップ | 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6 | 富澤　昌三 |
| Ａｓ－ｍｅエステール株式会社 | 東京都港区虎ノ門4-3-13 | 丸山　雅史 |
| 有限会社ビューティショップタムラ | 四日市市富州原町6番4号 | 田村　耕一 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字大仲新田字新井水67-3 | 川澄　幸司 |
| 株式会社ザ・クロックハウス | 東京都中央区京橋1-11-2 | 花谷　洋二 |
| 有限会社成美堂 | 四日市市諏訪栄町21番地5 | 松井　宏 |
| 株式会社キタムラ | 高知県高知市本町四丁目1番16号 | 北村　正志 |
| 株式会社総本家貝新 | 桑名市大字小貝須1555番地 | 水谷　新左衛門 |
| 株式会社いわたや | 桑名市三ツ矢橋17番地 | 岩田　英一郎 |
| 株式会社ルノン | 四日市市富州原町11番13号 | 田村　和洋 |
| 株式会社ジーフット | 愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号 | 堀江　泰文 |
| 有限会社パセリ四日市 | 滋賀県長浜市勝町803 | 松本　規義 |
| ジュエル有限会社 | 四日市市富州原町7-4 | 水谷　守成 |
| 有限会社セレクション | 大阪府茨木市南春日丘7-1-2 | 大野　修 |
| 渡辺　照美 | 三重郡川越町亀崎新田12-14 | |
| 株式会社未来屋書店 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目6番地 | 羽牟　秀幸 |
| 株式会社ほていや | 愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号 | 猪飼　千壽子 |
| 美しいキモノとき和株式会社 | いなべ市北勢町阿下喜1446番地 | 林　典弘 |
| 株式会社アヤハディオ | 滋賀県大津市におの浜1丁目1-3 | 新居　伸之 |
| 株式会社ハニーズ | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1 | 江尻　義久 |
| 株式会社ワールド | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1 | 上山　健二 |
| 株式会社るなぱぁく | 桑名市大字江場1391番地 | 佐藤　栄聡 |
| 株式会社ライトオン | 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1 | 横内　達治 |
| 株式会社大創産業 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14 | 矢野　博文 |
| 株式会社柿安本店 | 桑名市吉之丸8番地 | 赤塚　保正 |
| 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション | 愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地 | 白川　篤典 |
| 株式会社ショービ | 静岡県浜松市東区植松町1475番地の18 | 二村　眞行 |
| ゼビオ株式会社 | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号 | 諸橋　友良 |
| 株式会社ストライプインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町2番8号 | 石川　康晴 |
| ギャップジャパン株式会社 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号 | スティーブン・セア |
| 株式会社ジン | 四日市市新正1丁目12番4号 | 山本　篤 |
| 株式会社タカキュー | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号 | 大森　尚昭 |
| 株式会社アダストリア | 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号 | 福田　三千夫 |
| 東京シャツ株式会社 | 東京都千代田区東神田二丁目8番12号 | 鈴木　正利 |

| | | |
|---|---|---|
| ペットシティ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 小玉　毅 |
| 株式会社東京デリカ | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号 | 木山　剛史 |
| 株式会社ファッションヤマグチ | 愛知県一宮市せんい一丁目九番三号 | 山口　浩一 |
| 株式会社ライフ・ビート | 広島県広島市西区三滝町22-15 | 窪　英明 |
| 株式会社みのや | 埼玉県さいたま市中央区大字下落合1050-2 | 正木　宏和 |

3　変更年月日
　平成28年12月9日
4　変更理由
　小売業を行う者の名称、代表者及び住所の変更並びに小売業を行う者の入店及び退店のため
5　届出の日
　平成28年12月9日
6　届出等の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
7　届出等の縦覧の期間及び時間
　平成29年3月7日から同年7月7日まで
　開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第141号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　イオン四日市尾平ショッピングセンター
　四日市市尾平町字天王川原1805番地ほか
2　変更事項
　大規模小売店舗にて小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

| 氏名又は名称 | 住　所 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 | 岡崎　双一 |
| 株式会社キタムラ | 高知県高知市本町四丁目1番6号 | 北村　正志 |
| 有限会社フラワー三六 | 四日市市松原町36-13 | 伊藤　良二 |
| 化粧品のふじや株式会社 | 鈴鹿市東玉垣町2585番地の1 | 岩井　勝己 |
| 池上　詔一郎 | 津市西丸の内36-11 | |
| 磯田園製茶株式会社 | 愛知県田原市田原町柳町28番地の1 | 磯田　義人 |
| 株式会社ファイブフォックス | 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7 | 上田　稔夫 |
| 株式会社ラブフォー | 四日市市中部12-11 | 加藤　幾恒 |
| 島村楽器株式会社 | 東京都江戸川区平井6-37-3 | 島村　元紹 |
| 株式会社パレモ | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 | 小田　保則 |

| | | |
|---|---|---|
| クレアーズ日本株式会社 | 東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 11 号 | 山口　義貴 |
| 株式会社Ｋ－ＧＯＬＤインターナショナル | 静岡県浜松市中区西丘町 276 番地の 5 | 横田　光夫 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3 | 川澄　幸司 |
| 株式会社ＢＡＮＫＡＮ | 埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号 | 形部　幸裕 |
| 株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店 | 四日市市泊町 5-14 | 眞田　育彦 |
| 菅田株式会社 | 岡山県津山市川崎 1902-3 | 菅田　拓平 |
| Ａｓ－ｍｅエステール株式会社 | 東京都港区虎ノ門 4-3-13 | 丸山　雅史 |
| 株式会社ジン | 四日市市諏訪町 9-14 | 山本　篤 |
| 株式会社HMリテーリングス | 東京都渋谷区代々木一丁目 30 番 7 号 | 山野　義友 |
| 株式会社いわたや | 桑名市三ツ矢橋 17 | 岩田　英一郎 |
| 株式会社パセリ四日市 | 滋賀県長浜市勝町 803 番地 | 松本　規義 |
| 株式会社穂波 | 愛知県名古屋市瑞穂区河岸一丁目 9 番 3 号 | 林　隆子 |
| 株式会社総本家貝新新七商店 | 桑名市大字江場字貝徒 538 番地 | 伊藤　新慈 |
| 株式会社未来屋書店 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地 | 羽牟　秀幸 |
| 株式会社るなぱぁく | 桑名市大字江場 1391 番地 | 佐藤　詔美 |
| 株式会社ピーズプレアコーポレーション | 四日市市伊倉 1-1-53-503 号 | 廣田　清美 |
| 伊藤　八峯 | 四日市市諏訪町 2 番 2 号 | |
| イオンペット株式会社 | 千葉県千葉市中瀬一丁目 5 番 1 号 | 小川　明宏 |
| 株式会社ＳＵＣＣＥＡＭＥ | 四日市市三重一丁目 41 番地 | 中西　史典 |
| 株式会社ボーラント | 四日市市ときわ二丁目 12 番 11-10 | 佐藤　美枝子 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渕 2-38 | 河合　宏光 |
| 株式会社アメリカ屋 | 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬 10-1 | 岩佐　行広 |
| 株式会社青木商店 | 福島県郡山市八山田 5 丁目 405 番地 | 青木　三郎 |
| 森田　綾希子 | 鈴鹿市花川町 107 | |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住　　所 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|
| イオンリテール株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 | 岡崎　双一 |
| 株式会社キタムラ | 高知県高知市本町四丁目 1 番 6 号 | 北村　正志 |
| 有限会社フラワー三六 | 四日市市松原町 36-13 | 伊藤　良二 |
| 化粧品のふじや株式会社 | 鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1 | 岩井　勝己 |
| 池上　詔一郎 | 津市西丸之内 36-11 | |
| 株式会社ラヴフォー | 四日市市中部 12-11 | 加藤　幾恒 |
| 島村楽器株式会社 | 東京都江戸川区平井 6-37-3 | 島村　元紹 |
| 株式会社Ｋ－ＧＯＬＤインターナショナル | 静岡県浜松市中区西丘町 276 番地の 5 | 横田　光夫 |
| 株式会社川スミ | 桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3 | 川澄　幸司 |
| 株式会社ＢＡＮＫＡＮわものや | 埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号 | 形部　幸裕 |
| 菅田株式会社 | 岡山県津山市川崎 1902-3 | 菅田　拓平 |
| Ａｓ－ｍｅエステール株式会社 | 東京都港区虎ノ門 4-3-13 | 丸山　雅史 |
| 株式会社ジン | 四日市市新正一丁目 12 番 4 号 | 山本　篤 |
| 株式会社ヤマノホールディングス | 東京都渋谷区代々木一丁目 30 番 7 号 | 山野　義友 |
| 株式会社いわたや | 桑名市三ツ矢橋 17 番地 | 岩田　英一郎 |
| パセリエンタープライズ株式会社 | 滋賀県長浜市勝町 803 番地 | 松本　規義 |
| 株式会社未来屋書店 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地 | 羽牟　秀幸 |
| 株式会社るなぱぁく | 桑名市大字江場 1391 番地 | 佐藤　栄聡 |

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社ピーズプレアコーポレーション | 四日市市伊倉 1-1-53-503 号 | 廣田　清美 |
| 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 | 四日市市諏訪町 2 番 2 号 | 伊藤　八峯 |
| イオンペット株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番 1 号 | 小玉　毅 |
| 株式会社ＳＵＣＣＥＡＭＥ | 四日市市三重一丁目 41 番地 | 中西　史典 |
| 株式会社ボーラント | 四日市市諏訪栄町 20 番 3 号 | 熊澤　繁樹 |
| 株式会社セリア | 岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地 | 河合　映治 |
| 株式会社加藤清芳園 | 鈴鹿市上田町 16 番地 | 加藤　公昭 |

3　変更年月日
　平成 28 年 12 月 20 日
4　変更理由
　小売業を行う者の名称、代表者及び住所の変更並びに小売業を行う者の入店及び退店のため
5　届出の日
　平成 28 年 12 月 20 日
6　届出等の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
7　届出等の縦覧の期間及び時間
　平成 29 年 3 月 7 日から同年 7 月 7 日まで
　開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 142 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 7 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　Ａコープ楠店
　四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆
2　四日市市から聴取した意見
　意見なし
3　意見の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
　平成 29 年 3 月 7 日から同年 4 月 7 日まで
　開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 143 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 7 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　施行者の名称
　桑名市
2　都市計画事業の種類及び名称
　桑名都市計画道路事業
　8・7・5 号桑名駅自由通路
3　事業施行期間
　平成 29 年 3 月 7 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
4　事業地

(1)　収用の部分
　　三重県桑名市桑栄町、大字東方字市之縄
(2)　使用の部分
　　三重県桑名市大字東方字市之縄

## 公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成29年4月23日まで縦覧に供します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日
　平成29年2月17日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1)　名称
　　特定非営利活動法人　なすびの花
(2)　代表者の氏名
　　石井　政
　　藤原　興子
(3)　主たる事務所の所在地
　　名張市豊後町249番地
(4)　定款に記載された目的
　　この法人は、ひとり親家庭等、子どもの問題、女性の問題等に関わり、福祉の向上と増進、情操を含む育成、自立促進とその支援、相談、啓発、周知等その社会生活の向上に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成29年4月23日まで縦覧に供します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日
　平成29年2月17日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1)　名称
　　特定非営利活動法人　みえジビエ推進協議会
(2)　代表者の氏名
　　松井　陽樹
(3)　主たる事務所の所在地
　　伊賀市西明寺2870番地
(4)　定款に記載された目的
　　この法人は、三重県内で捕獲、解体される野生獣肉の利活用の促進にあたり、「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」に準じた適正な捕獲、解体処理及び調理方法等の普及と流通網の整備及び販路の拡大を図ることにより、地域活性化と中山間地域産業を守ることを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変

更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成29年4月23日まで縦覧に供します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成29年1月31日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

ＮＰＯ法人　ふくし・みらい研究会

(2)　代表者の氏名

田畑　紀實

(3)　主たる事務所の所在地

志摩市阿児町鵜方1980番地

(4)　定款に記載された目的

この法人は、保健・福祉に関する様々なサービスを実践・検証することにより、私たちのみらいにおけるサービスのあり方を提言又は創造し、安心して住み続けたいと思う地域づくりに寄与することを目的とする。

---

平成29年度三重県学校給食用牛乳供給事業者を決定しましたので次のとおり公表します。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

| 区域 | 市　町　名 | 供給事業者 |
|---|---|---|
| 1 | いなべ市及び東員町 | 有限会社四日市酪農 |
| 2 | 桑名市1及び木曽岬町 | 株式会社明治　愛知工場 |
| 3 | 桑名市2、朝日町及び川越町 | 大内山酪農農業協同組合 |
| 4 | 四日市市 | 有限会社四日市酪農 |
| 5 | 鈴鹿市 | 株式会社明治　愛知工場 |
| 6 | 津市 | 大内山酪農農業協同組合 |
| 7 | 伊賀市及び名張市 | 日本酪農協同株式会社　滋賀工場 |
| 8 | 松阪市 | 大内山酪農農業協同組合 |
| 9 | 多気町及び明和町 | 大内山酪農農業協同組合 |
| 10 | 伊勢市1、鳥羽市及び志摩市 | 大内山酪農農業協同組合 |
| 11 | 伊勢市2 | 大内山酪農農業協同組合 |
| 12 | 尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町 | 大内山酪農農業協同組合 |

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

平成29年3月7日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（数値図化）

2　作業期間

平成29年2月20日から同年8月31日まで

3　作業地域

津市白山町二本木、同町岡及び同町三ヶ野

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が

平成 29 年 1 月 21 日に終了した旨、三重県企業庁北勢水道事務所長から通知がありました。

平成 29 年 3 月 7 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（2 級基準点測量及び 3 級基準点測量）

2　作業地域

桑名市多度町御衣野及び同町力尾

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 3 月 7 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---|---|---|
| 平成 29 年<br>2 月 28 日 | 三重郡菰野町大字音羽字南道山 2053-1 ほか 6 筆 | 三重郡菰野町大字音羽 1973-1<br>樋口石材株式会社<br>代表取締役　樋　口　　徹<br>三重郡菰野町大字千草 3242<br>樋口運輸株式会社<br>代表取締役　樋　口　　徹 |

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 3 月 7 日

三 重 県 警 察 本 部 長　　森　　元　　良　　幸

1　入札に付する事項

(1)　賃貸借契約の案件名

三重県警察放置駐車違反管理・処理システム賃貸借契約

(2)　契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　納入期限

平成 29 年 10 月 31 日（火）

(4)　履行場所（納入場所）

三重県警察本部、高速道路交通警察隊及び県下各警察署

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 号第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成29年4月4日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2)　機器等機能証明書

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8514　三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課用度係　担当　吉居　渡部

電話　059-222-0110（内線）2261、2265　　ファクシミリ　059-226-9917

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年4月19日（水）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成29年4月14日（金）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年4月19日（水）14時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成29年4月19日（水）14時まで

なお、津塔世橋郵便局へは平成29年4月12日（水）から同月19日（水）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004　三重県津市栄町一丁目850番地

宛　先　津塔世橋郵便局留め

受取人　三重県警察本部警務部会計課用度係

案件名　三重県警察放置駐車違反管理・処理システム賃貸借契約入札書在中

(7)　開札の日時及び場所

日時　平成29年4月19日（水）14時10分

場所　三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of The Mie Prefectural Police Management System for Illegal Parking

(2)　Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday,April 19, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday,April 12,2017 and 2:00 P.M. on Wednesday,April 19, 2017.

(3)　Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Wednesday,April 19, 2017.

(4)　Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department,Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL:059-222-0110(EXT. 2261,2265)

FAX:059-226-9917

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/